

## 次亜塩素酸ナトリウム仕様書

### (総則)

第1条 本仕様書は、琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター（以下、当センターという。）において下水処理に使用する次亜塩素酸ナトリウムの仕様について定めるものとする。

### (関係法令の遵守)

第2条 次亜塩素酸ナトリウム納入受注者（以下、納入者という。）は、次亜塩素酸ナトリウムの納入に関する全ての関係法令を遵守しなければならない。

### (品質)

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸ナトリウムは、JWWA-K120 の品質に適合するもので、有効塩素が 12%以上のものとする。

### (品質検査)

第4条 納入者は、前条に示した品質に適合することを証明する分析試験結果書を契約後速やかに当センターに提出しなければならない。

- 2 前項の分析試験結果書は、公的機関またはそれに準ずる機関において提出日より 1 年以内に発行したものに限る。
- 3 納入者は、発注者から指示があった場合は、発注者立会いのうえ、試料の採取を行い、前条の品質規格に適合していることを確認するための試験を行い、分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。
- 4 納入した次亜塩素酸ナトリウムが、前条の品質規格に適合しない場合、貯蔵槽へ圧送してはならない。前条の品質規格に適合しない次亜塩素酸ナトリウムを貯蔵槽へ圧送した場合は、納入者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽に残存している次亜塩素酸ナトリウムと前条の品質規格に適合しない次亜塩素酸ナトリウムが混合した場合は、当センターの運転管理上支障のないよう納入者の責任により槽内全量を速やかに取り替えるものとする。
- 5 納入者は、前条の品質規格に適合しない次亜塩素酸ナトリウムを納入したことが分析試験結果書等において確認できたときは、当センターの運転管理上の不具合等を解消するための措置を講じなければならない。

### (納入)

第5条 本品の納入場所は、滋賀県南部流域下水道事務所 湖南中部浄化センター（滋賀

県草津市矢橋町字帰帆 2108 番地) とし、受入監視業務担当者の指示する貯蔵槽に納入することとする。なお、当センターが有する次亜塩素酸ナトリウムの貯蔵槽は次のとおりである。

- |                |     |                        |
|----------------|-----|------------------------|
| (1) 1系         | 水処理 | 5 m <sup>3</sup> × 2 槽 |
| (2) 2系         | 水処理 | 3 m <sup>3</sup> × 2 槽 |
| (3) 3系         | 水処理 | 3 m <sup>3</sup> × 2 槽 |
| (4) 4系         | 水処理 | 5 m <sup>3</sup> × 2 槽 |
| (5) 5系         | 水処理 | 5 m <sup>3</sup> × 2 槽 |
| (6) 放流3バイパス水路用 |     | 5 m <sup>3</sup> × 2 槽 |
- 2 納入者は、発注後 7 日以内に本品を納入しなければならない。納入時間は、原則として午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分までとする。ただし、緊急時はこの限りでない。
- 3 納入者は、納入にあたり、貯蔵槽の接続口に納入者が接続し、接続不良等が無いよう十分に留意すること。なお、接続に際し事故等が起こった場合は、納入者の責任において速やかに対応し解決すること。
- 4 納入者は、納入時に、納入する次亜塩素酸ナトリウムの品質検査結果を輸送車ごとに当センターへ提出すること。
- 5 納入量の検収は、納入者が計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を提出すること。

#### (購入予定数量等)

第 6 条 次亜塩素酸ナトリウムの納入頻度、納入量および購入予定数量は次のとおりである。ただし、処理水量または水質等の変動により購入数量は増減する。また、災害時等には、発注者の要求に対して、ライフラインである下水道の事業継続に配慮し、薬品の優先的な供給に協力すること。

- |               |    |              |
|---------------|----|--------------|
| (1) 納入頻度      | …… | 約 4回／月       |
| (2) 1回あたりの納入量 | …… | 約 6,000 kg   |
| (3) 購入予定数量    | …… | 約 296,000 kg |

#### (緊急時の対応)

第 8 条 当センターは、下水処理上、大雨等により流入量が増加する見込みがあるときは緊急に納入を依頼する場合があるため、これに応じられる体制を整えておくこと。

#### (契約の解除)

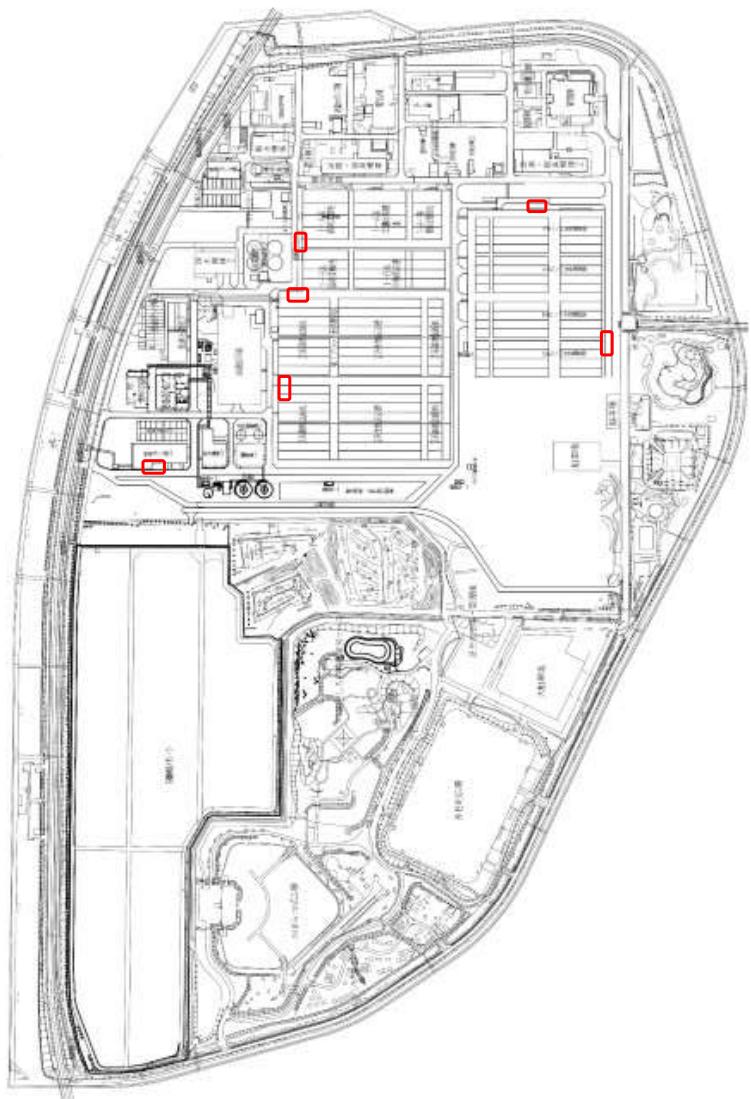
第 9 条 納入された本品を使用することにより、下水道法および水質汚濁防止法等の排出水基準の遵守に支障を生じる恐れがあり、当センターから改善の指示を受けた

場合において、正当な理由なくして納入者が直ちに措置を講じない場合は、当センターはこの契約を解除することができる。

(その他)

第 10 条 この仕様書に定めのない事項、または契約書および仕様書について疑義が生じた場合は、発注者および納入者協議のうえこれを定める。

次亜塩素酸ソーダ納入位置図



名 称	付帯施設、機器等
測量点	平 基 点
測量点	1:2,000 標尺用 測定点

地 基